

第 5 9 号 議 案

令和 6 年度 亀岡市 下水道事業 会計未処分利益剰余金の
処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の
規定により、令和 6 年度 亀岡市 下水道事業 会計未処分利益剰余金の
処分を下記のとおり行うため、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 2 5 日 提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

令和 6 年度 亀岡市 下水道事業 剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当年度末残高	8,443,066,205	3,091,161,721	556,923,447
議会の議決による処分額	278,399,295	0	△278,399,295
資本金への組入れ	278,399,295	0	△278,399,295
亀岡市上下水道事業の設置等に関する 条例第 7 条による処分額	0	0	△278,524,152
減債積立金の積立て	0	0	△278,524,152
亀岡市上下水道事業の設置等に関する 条例第 8 条による処分額	0	0	0
処分後残高	8,721,465,500	3,091,161,721	(繰越利益剰余金) 0

令和6年度亀岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和6年度亀岡市
下水道事業会計未処分利益剰余金556,923,447円のうち
278,399,295円を資本金に組み入れること。

令和6年度亀岡市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当年度末残高	8,443,066,205	3,091,161,721	556,923,447
議会の議決による処分額	278,399,295	0	△278,399,295
資本金への組入れ	278,399,295	0	△278,399,295
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第7条による処分額	0	0	△278,524,152
減債積立金の積立て	0	0	△278,524,152
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第8条による処分額	0	0	0
処分後残高	8,721,465,500	3,091,161,721	(繰越利益剰余金) 0